

太田市事務専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市訓令第 2 号

太田市事務専決規程の一部を改正する訓令

太田市事務専決規程（平成 1 7 年太田市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「別表 1 の項」を「別表第 1 の 1 の項」に、「別表 2 の項」を「別表第 1 の 2 の項」に、「別表 4 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に、「別表 6 の項」を「別表第 1 の 7 の項」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 専決者が専決をする事案のうち、自ら起案する場合においては、当該専決者の上司が決裁を行うこととする。

第 5 条中「別表 4 の項」を「別表第 1 の 5 の項」に改める。

別表第 4 のうち第 4 号の表市民課の部 1 5 の項中「マイナンバー」を「個人番号」に改める。

別表第 4 のうち第 6 号の表西複合施設の部中「西複合施設」を「エアリススペース」に改める。

別表第 4 のうち第 9 号の表脱炭素推進室の部を次のように改める。

脱炭素 推進室	1 脱炭素に関する調査企画		○		軽易な もの		
	2 再生可能エネルギーの推進に係る事務		○		軽易な もの		
	3 省エネルギーの推進に係る事務				○		
	4 エネルギーの地産地消		○		軽易な もの		

別表第４のうち第１１号の表建築指導課の部中１７の項を１８の項とし、１１の項から１６の項までを１項ずつ繰り下げ、１０の項の次に次のように加える。

１１ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づくみなし許可に係る事務		○		軽易なもの		
---	--	---	--	-------	--	--

別表第４のうち第１１号の表道路整備課の部に次のように加える。

８ 雨水浸透阻害行為の許可等の事務				○		
-------------------	--	--	--	---	--	--

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。